

議会に対する適切な予算執行の説明責任及び報告を求める決議

令和3年9月定例会の常任委員会決算審査において、文教厚生常任委員会及び総務財政常任委員会にて予算流用に関して大きな議論となった。

委員会審査で提供された資料によると、本町における過去5年間の予算流用状況を確認すると平成28年度に約6千万円、平成30年度に約5千万円であった事を除き、平成29年と令和元年度では2億円を超え、令和2年度は額に加え件数も最高値となっている事実が判明した。コロナ対策関連費が含まれる事実を考慮したとしても憂慮される事態である。

流用行為は予算議決後に長の規則の定めにより、目節相互に行われ、議会議決の対象となっていない。

ある裁判判例では、地方自治法上、目節間における流用は違法ではないが、その流用は無制限に許されるとは解すべきではなく、予算流用の方法を用いてする予算執行は、議会に与えられた予算議決権を一部空洞化させ、議会による予算統制を定めた地方自治法の趣旨に反するとされている。

当初予算の計画性やスケジュール、情勢、内容等の重要性を考慮しながら町長においては、町民への予算執行の説明責任を果たすため、町民の代表である議会へ提案・報告される事が望まれる。

よって、下記事項を強く求める。

記

- 1 予算の執行に当たっては、当初予算確定後に様々な事情により、追加・変更を加える必要が生じた場合には、予算執行の原則である補正予算を編成し、議会での議決を受けることを大前提とすること。
- 2 定例会ごとに100万円以上の予算流用及び予備費充用を議会へ報告すること。

以上 決議する。

令和3年9月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
北谷町長